資料　1

令和８年11月17日
建設常任委員会資料

令和８年12月定例県議会提出予定議案

土　木　部

事　件　決　議

1　公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名　　称	指　定　管　理　者	指定の期間
淡路交流の翼港港湾施設	淡路市岩屋1414番地1 株式会社恵美寿 代表取締役　新居（にい）　只吉（ただよし）	令和９年４月１日から 令和11年３月31日まで
	〔指定理由〕 ・施設の維持管理及び利用者への対応の項目において、実施内容が具体的かつ詳細に提案されており、現実的かつ有効な内容であったため、適正な管理運営が期待できる。 ・地元と良好な関係性を築いており、港湾施設の維持管理実績を有するとともに、十分な人員配置・組織体制が提案されていることから円滑な管理運営が期待できる。	

２　県道路線の廃止及び変更

市道への引継ぎに伴い、次のとおり県道路線を廃止及び変更します。

１　廃止路線

路線名	廃止理由
加古川停車場線	加古川停車場から国道２号まで繋がる当該路線について、加古川市が駅前空間として一体的に整備することを計画しており、当該路線を同市が市道として管理するため。

２　変更路線

旧新別	路線番号	路線名	起　点	終　点	理　　由
旧	129	別府港加古川停車場線	別府港	加古川停車場	主要地方道加古川停車場線を廃止することに伴い、加古川停車場を終点としていた当該路線の終点を変更する。
新	129	別府港線	別府港	加古川市加古川町粟津	

専 決 処 分 承 認

1　専決処分の承認

河川区域内の樹木から落下した枝により自動車を損傷させたことについて、和解及び損害賠償の額を定める必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和８年11月４日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

1　事故の概要

姫路市飾磨区今在家４丁目319番１地先の二級河川夢前川水系水尾川において、河川区域内の樹木から落下した枝により、隣接する駐車場に駐車していた自動車の車体に損傷被害が発生し、相手方から県に対し損害賠償の請求があった。

本件被害においては、①河川区域内の樹木から落下した枝が自動車の車体に接触していることが監視カメラ映像により確認できること、②河川管理者として樹木の適切な管理を行っていれば被害を回避することができたと考えられることから、県に管理瑕疵があったことが認められるので、早期の円満解決を図ることとした。

なお、事故当事者は駐車場にて通常の用法に従い駐車していたにも関わらず、突然に樹木の枝が落下し車体に接触したもので、過失が認められないため、過失相殺は行わない。

2　和解

上記事故についての和解

3　損害賠償の額

240,000円